

令和4年度 通常総会資料

令和4年4月
秋田県農業再生協議会

目 次

議案第 1 号	令和 3 年度事業報告並びに収支計算書について	…	1
	監査報告	…	1 3
議案第 2 号	令和 4 年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)について	…	1 5
議案第 3 号	秋田県農業再生協議会諸規程の改正 (案) について	…	2 3

議案第 1 号 令和 3 年度事業報告並びに収支計算書について

令和 3 年度事業報告

1 事業実施事項

秋田県農業再生協議会規約に基づき、以下の事業を行った。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関する事。
- (2) 水田収益力強化ビジョンの検討・推進に関する事。
- (3) 県域の「生産の目安」を踏まえた、需要に応じた米生産の推進に関する事。
- (4) 担い手への農地の利用集積に関する事。
- (5) 担い手の育成・確保に関する事。
- (6) その他、地域農業を振興するために必要な事。

2 事業実施内容

(1) 経営所得安定対策等の推進

需要に応じた米生産及び本制度の円滑な運営に向け、農業者に対する制度の周知や活用促進を図るとともに、助成内容や要件等について情報提供を行ったほか、耕作放棄地防止に向けた活動を行った。

「飼料用米の作付拡大緊急助成」を新設し、飼料用米への作付転換を支援した。

(2) 水田収益力強化ビジョンの推進

水田収益力強化ビジョンについては、課題に対応した目標ごとの達成度を明確にして、収益力の向上に資する取組を推進するとともに、ビジョンを県域の関係農業団体や地域農業再生協議会と共有し、地域ごとの主体的な水田のフル活用と特色ある産地づくりを推進した。

(3) 需要に応じた米生産の推進

需要に応じた米生産の実現に向け、事前契約の早期締結を推進するとともに、事前契約の見込みのない米については、備蓄や輸出等の非主食用への振り分けを進めた。また、令和 4 年産米においても、県全体の「生産の目安」の設定・提示を行った。

このほか、本協議会に設置した「需要に応じた米生産に関する専門部会」において、地域農業再生協議会の「需要に応じた米生産」に関する取組状況を把握・共有するとともに、秋田米レポートの発行による情報提供を行った。

また、事前契約状況の把握と、それに基づく非主食用米への振り分けの取組が定着するよう、地域農業再生協議会担当者等を対象としたブロック別の会議を開催し、確実な需要に基づく米生産の取組を推進した。

(4) 農地の利用集積の推進

農地の利用集積・集約化に向け、農地中間管理機構を活用した農地集積や、担い手同士の農地交換による農地集約化の取組を推進した。また、新規就農者等が農地を確保する労力を軽減するため、予め農地中間管理機構が農地を中間保有し新規就農者等に貸し付けることで、円滑に就農する取組を推進した。

(5) 担い手の育成・確保の推進

認定農業者等育成支援事業（県委託）において、認定農業者等の経営改善や経営管理能力向上を目的とした研修会を2回開催した。

また、収入減少影響緩和対策積立金管理業務（国委託）において、国の指示に基づき加入者へ積立金返納の振込事務を実施した。

(6) その他の地域農業振興に係る取組

実需者との結び付きの下で新市場開拓用米等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援する「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」において事業実施主体となり、地域の水田リノベーション産地・実需協働プランをとりまとめた県計画を作成し、事業を推進した。

3 会議等の開催

1) 経営所得安定対策等推進事業及び総務事務関係

年 月 日	会 議 等 名	場 所	内 容
令和3年 4月19日	事務局会議	J Aビル	・令和3年度通常総会提出議案の検討について ・今後の進め方について ・その他
4月22日	内部監査(下期)	J Aビル	・令和2年度業務及び会計執行状況について
4月23日	幹事会	J Aビル	・令和3年度通常総会提出議案等について ・今後の進め方について
4月23日	監事監査	J Aビル	・令和2年度事業報告について ・令和2年度収支決算書について ・令和2年度貸借対照表及び財産目録について ・令和2年度正味財産増減計算書について
4月28日	通常総会	持ち回り 審議	・令和2年度事業報告並びに収支計算書について ・令和3年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)について ・秋田県農業再生協議会規約並びに諸規定の改正(案)について ・その他
8月3日	第1回主食用米 需給状況等の連 絡会議	秋田総合 庁舎	・全国の需要動向の見通しについて ・県産米の需要動向の見通しについて ・直近の販売動向について ・今後の米価の予測について ・地域再生協担当者会議の内容について ・その他
8月4日～ 8月6日	第1回地域農業 再生協議会担当 者等地域会議	大仙市 秋田市 北秋田市	・「秋田米レポート」の解説について ・直近の販売状況(県域集荷団体)について ・3年産米に向けた対応方向について ・コメの需給緩和リスクへの対応について ・県再生協の令和3年度事業計画について ・その他

年 月 日	会 議 等 名	場 所	内 容
1 1 月 2 9 日	事務局会議	J Aビル	・令和3年産の総括と4年産に向けた取組方針（案）について ・令和4年産米の県の「生産の目安」（案）について ・令和4年度産地交付金の配分方針（案）について
1 2 月 1 日	幹事会	J Aビル	・需要に応じた米生産に関する専門部会の活動状況について ・令和3年産の総括と4年産に向けた取組方針（案）について ・令和4年産米の県の「生産の目安」（案）について ・令和4年度産地交付金の配分方針（案）について
1 2 月 6 日	臨時総会	ルポール みずほ	・需要に応じた米生産に関する専門部会の活動状況について ・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針について ・令和3年産の総括と4年産に向けた取組方針（案）について ・令和4年産米の県の「生産の目安」（案）について ・令和4年度産地交付金の配分方針（案）について
1 2 月 7 日	第2回主食用米 需給状況等の連 絡会議	秋田総合 庁舎	・全国の需要動向の見通しについて ・県産米の需要動向の見通しについて ・直近の販売動向について ・今後の米価の予測について ・地域再生協担当者会議（専門部会）の内容について ・その他
1 2 月 9 日～ 1 0 日	第2回地域農業 再生協議会担当 者等地域会議(専 門部会)	北秋田市 秋田市 美郷町	・3年産米の総括と4年産米に向けた取組方針について ・全国の需給見通しについて ・4年産米の「生産の目安」について ・県域集荷団体の3年産米販売動向と4年産米に向けた取組について ・水田面積と加工用米等に用いる合理的な単収について ・地域再生協から県再生協への「生産の目安」の報告について ・令和4年産地交付金県推進枠について ・その他
1 2 月 2 0 日	内部監査（上期）	J Aビル	・令和3年度上期業務及び会計執行状況について

年 月 日	会 議 等 名	場 所	内 容
令和4年 3月7日	第3回主食用米 需給状況等の連 絡会議	秋田総合 庁舎	・全国の需要動向の見通しについて ・県産米の需要動向の見通しについて ・直近の販売動向について ・地域再生協担当者等ブロック会議の内容について ・その他
3月8日～ 9日	第3回地域農業再 生協議会担当者等 地域会議	北秋田市 秋田市 美郷町	・需要に応じた米生産に向けた4年産米の取組方針について ・「秋田米レポート」の解説について ・県域集荷団体における販売動向について ・産地交付金県推進枠と水田作付転換緊急推進事業について ・事前契約の状況把握と非主食用米への振り分け依頼について ・今後の県再生協及び専門部会の取組予定について ・その他

2) 認定農業者等育成支援事業

年 月 日	会 議 等 名	場 所	内 容
令和3年 6月30日	令和3年度認定 農業者等支援研 修会	秋田市	・講演 水稻無コーティング湛水直播栽培技術について 講師：国立研究開発法 農業・食品産業技術総合 研究機構東北農業研究センター 水田輪作研究 領域 水田輪作グループグループ長（博士） 白土 宏之 氏 ・秋田県認定農業者組織連絡協議会設立20周年 記念・認定農業者へのメッセージ ①渡部 功 氏（県認定協2代目会長） ②渡部 秀悦 氏（県認定協3代目会長） ・情報提供 ①秋田県農業の現状と課題 秋田県農林政策課 担い手支援班 技師 高橋 裕貴 氏 ②農地中間管理事業の概要と協力金の変更点 （公社）秋田県農業公社 農地集積課 主任 江畑 奈津子 氏 ③秋田県農業会議からの情報提供 （一社）秋田県農業会議 担い手・農地対策部 伊藤 豪 氏
令和3年 11月24日 25日 12月6日 7日 12月16日 17日 12月21日 22日 12月23日 24日	令和3年度パソ コン農業簿記講 習会	由利本荘市 仙北市 大館市 秋田市 横手市	・パソコン農業簿記ソフトの操作研修 パソコン農業簿記ソフトによる入力、データ作 成、勘定科目設定、仕訳入力、決算処理等 ・講話 税理士（農業経営改善コンサルタント） 青色申告の制度・手続きと複式簿記記帳のポイ ント

令和4年 3月16日	令和3年度農業 経営改善支援セ ミナー	秋田市	・講演 どうする秋田の米生産～コロナ後を見据えて～ 講師：秋田県立大学 生物資源科学部 生物環境科学科 准教授 中村 勝則 氏 ・経営事例報告 令和3年度全国優良経営体表彰受賞者事例報告 大仙市 有限会社内小友ファーム 取締役会長 小松 亥佐夫 氏 ・情報提供 ①新ふるさと秋田農林水産ビジョンの概要 秋田県農林政策課 企画・広報班 副主幹 篠田 浩 氏 ②秋田県農業会議からの情報提供 (一社) 秋田県農業会議 担い手・農地対策部 伊藤 豪 氏
---------------	---------------------------	-----	---

令和 3 年 度 収 支 計 算 書
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1. 経営所得安定対策等推進事業会計

収入総額	5,400,000	円
支出総額	5,400,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
経営所得安定対策等推進事業費補助金	5,400,000	5,400,000	0	
雑 収 入	0	0	0	
計	5,400,000	5,400,000	0	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
謝 金	230,000	10,000	△ 220,000	注1
旅 費	400,000	66,930	△ 333,070	注2
賃金及び共済費等	3,000,000	3,155,152	155,152	注3
事務等経費	1,770,000	2,167,918	397,918	注4
計	5,400,000	5,400,000	0	

注1：研修会講師等謝金。

注2：講師旅費及び事務局員県内外旅費。

注3：賃金。

注4：印刷製本費、会議等。

令和3年度収支計算書
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

2. 収入減少影響緩和対策積立金管理業務費会計

収入総額	1,256,274	円
支出総額	1,256,274	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	5,368,000	1,256,274	△ 4,111,726	
雑収入	0	0	0	
計	5,368,000	1,256,274	△ 4,111,726	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
事務費	5,044,000	978,174	△ 4,065,826	注1
人件費	324,000	278,100	△ 45,900	
計	5,368,000	1,256,274	△ 4,111,726	

注1：収入減少影響緩和対策積立金返戻金の加入経営体への直接交付に係る支払手数料等。

令和 3 年 度 収 支 計 算 書
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

3. 認定農業者等育成支援事業会計

収入総額	250,000	円
支出総額	250,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
認定農業者等育成支援事業委託費	250,000	250,000	0	
雑収入	0	0	0	
計	250,000	250,000	0	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
謝 金	0	0	0	注1
旅 費	0	14,799	14,799	注2
事務等経費	250,000	235,201	△ 14,799	注3
計	250,000	250,000	0	

注1：講師・事例報告者等謝金

注2：講師・事例報告者、事務局員等旅費

注3：郵送料、会場使用料、人件費等

令和 3 年 度 収 支 計 算 書
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

4. 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計

収入総額	4,153,016,367	円
支出総額	4,150,158,014	円
差引金額	2,858,353	円

※差引残高は、地域協議会からの返還額及び県協議会の事業費残額の合計であり、
国からの返還命令を受領後、速やかに返還する。

【収入の部】

区	分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金		4,162,524,000	4,150,158,124	△ 12,365,876	
雑収入		0	2,858,243	2,858,243	注1
計		4,162,524,000	4,153,016,367	△ 9,507,633	

注1：地域協議会からの返還額

【支出の部】

区	分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
地域協議会助成費		4,162,447,000	4,150,144,154	△ 12,302,846	注1
県協議会事業費		77,000	13,860	△ 63,140	注2
計		4,162,524,000	4,150,158,014	△ 12,365,986	

注1：農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金と推進事務費の合計。

注2：支払手数料。

《参考》残高内訳	地域協議会からの返還額	2,858,243
	県協議会事業費残額	110
	合計	2,858,353

令和3年度貸借対照表並びに財産目録
(令和4年3月31日現在)

摘 要	金 額	
	明 細	合 計
資 産 の 部		
1. 現 金		0
2. 当 座 預 金		0
3. 普 通 預 金		0
(1)秋田県農業再生協議会口座	0	
(2)収入減少影響緩和対策積立金管理業務費口座	0	
(3)認定農業者等育成支援事業口座	0	
(4)新市場開拓に向けた水田リノベーション事業口座	0	
4. 定 期 預 金		0
5. 預 け 金		0
6. 未 収 金		0
7. 仮 払 金		0
8. 固 定 資 産		0
9. 備 品		0
資 産 の 部 合 計		0
負 債 の 部		
1. 借 入 金		0
2. 預 り 金		0
3. 仮 受 金		0
4. 未 払 金		0
5. 経営所得安定対策等推進事業会計		0
6. 収入減少影響緩和対策積立金管理業務費会計		0
7. 認定農業者等育成支援事業会計		0
8. 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計		0
負 債 の 部 合 計		0
正 味 財 産 の 部		
1. 正 味 財 産		0
負債及び正味財産合計		0

注)収入減少影響緩和対策積立金及び新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の国への返還額の表記は略

正 味 財 産 増 減 計 算 書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

科 目	金 額		
I 増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額	0		
2 負債減少額		0	
増加額合計			0
II 減少の部			
1 資産減少額	0		
2 負債増加額			
経営所得安定対策推進事業会計		0	
収入減少影響緩和対策積立金管理業務費会計		0	
認定農業者等育成支援事業会計		0	
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計		0	
負債増加額合計		0	
減少額合計			0
当期正味財産減少額			0
前期繰越正味財産額			0
期末正味財産合計額			0

監 査 報 告 書

秋田県農業再生協議会規約第29条の規定により、令和4年4月20日会長より提出された令和3年度事業報告並びに収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、及び財産目録、証拠書類について監査した結果、その内容は適正なものと認めます。

令和4年 4月20日

秋 田 県 農 業 再 生 協 議 会

監 事 佐々木 毅 

監 事 柴田 一良 

議案第2号 令和4年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)について

令和4年度事業計画(案)

1 事業実施の基本的考え方

秋田県農業再生協議会規約に基づき、以下の事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- (2) 水田収益力強化ビジョンの検討・推進に関すること。
- (3) 県域の「生産の目安」を踏まえた、需要に応じた米生産の推進に関すること。
- (4) 担い手への農地の利用集積に関すること。
- (5) 担い手の育成・確保に関すること。
- (6) その他、地域農業を振興するために必要なこと。

2 事業内容

(1) 経営所得安定対策等の推進

需要に応じた米生産及び本制度の円滑な運営に向け、助成内容や要件等について情報提供を行う等、農業者に対する制度の周知や活用促進を図るとともに、耕作放棄地防止に向けた活動を行う。

また、産地交付金の県推進枠に設定された「大豆・重点野菜・飼料用米への助成」、「新市場開拓用米(輸出用米等)の複数年契約への助成」について、取組誘導を図るほか、主食用米への揺り戻し対策として、「飼料用米の拡大面積維持に対する取組支援」メニューを新設する。

(2) 水田収益力強化ビジョンの推進

水田収益力強化ビジョンについては、課題に対応した目標ごとの達成度を明確にして、収益力の向上に資する取組を推進するとともに、ビジョンを県域の関係農業団体や地域農業再生協議会と随時共有し、地域ごとの主体的な水田のフル活用と特色ある産地づくりを推進する。

(3) 需要に応じた米生産の推進

需要に応じた米生産の実現に向け、事前契約の早期締結を推進するとともに、確実な需要が見込めない米については、飼料用米や加工用や輸出用等の非主食用への振り分けを進める。

また、本協議会に設置した「需要に応じた米生産に関する専門部会」や地域農業再生協議会担当者等を参集したブロック別会議を開催することにより、地域協議会の取組状況を把握・共有する。

さらには、秋田米レポートや県全体の「生産の目安」、及び主食用米の需給状況とその見通し等のきめ細かな情報提供を行い、米情勢全般について認識を共有し、地域段階における需要に応じた米生産への取組を支援する。

(4) 農地の利用集積の推進

本県の強みであるほ場整備と農地集積、高収益作物の導入をセットにした「あきた型ほ場整備」を引き続き推進するとともに、農地の集積・集約化に向け、農地中間管理事業推進チームを中心とした関係機関で現場段階の取組を進める。また、法定化後の人・農地プラン（地域計画）を令和6年度までに策定するため、関係機関との連携を強化し取組を進める。

(5) 担い手の育成・確保の推進

認定農業者、集落営農組織等の担い手の育成・確保、及び経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ）や収入保険制度等の担い手の経営安定に資する制度の周知に努める。

また、収入減少影響緩和対策積立金管理業務（国委託）による、加入者への積立金返納振込や認定農業者等育成支援事業（県委託）による、認定農業者等を対象とした研修等を行う。

(6) その他の地域農業振興に係る取組

県協議会構成機関・団体が連携し、農業生産基盤・環境の整備に努め、このことを以て、農業者の所得増大、地域の農業生産の拡大に取り組む。

また、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業により、産地と実需者の連携に基づいた、新たな需要の創出・拡大に向けた取組みを推進する。

3 会議等開催計画

1) 経営所得安定対策等推進事業

年 月	会 議 等 名	内 容
令和4年 4月	事務局会議	総会提出議案、今後の日程
	内部監査	令和3年度業務及び会計執行
	監事監査	令和3年度事業、決算監査
	幹事会	総会提出議案
	通常総会	1) 令和3年度事業報告、収支計算書 2) 令和4事業計画(案)、収支予算書(案)等
8月	地域農業再生協議会担当者等会議	1) 需給の見通しに関する情報提供 2) 各地域協議における5年産米に向けた対応等の報告
11月	事務局会議 幹事会 臨時総会	1) 令和5年産米に向けた県全体の取組方針 2) 令和5年産米の県域の「生産の目安」の設定 3) 令和5年度産地交付金の配分方針(案)
11月	需要に応じた米生産に関する専門部会	1) 令和5年産米の取組方針、及び県の「生産の目安」 2) 需要に応じた生産・販売に関する研修 3) 令和4年産米の総括と5年産米に向けた取組方針 4) 地域の合理的な単収、県全体の水田台帳面積の情報提供
12月	内部監査	令和4年度業務及び会計執行
12月、3月	地域協議会担当者等ブロック会議	1) 需給の見通しに関する情報提供 2) 事前契約推進と契約状況に基づく非主食用米への振り分け 3) 令和5年度産地交付金の配分方針(案) 4) 需要に応じた米生産に向けた5年産米の取組 5) 需給見通しに関する情報提供
8月、12月、3月	主食用米需給状況等の連絡会議	1) 県域団体における今後の需給見通し等 2) 地域協議会担当者等ブロック会議等での情報提供内容
4月～3月	全県巡回指導	1) 産地交付金県推進枠の周知等 2) 事前契約の推進及び非主食用米への振り分けの働きかけ
4月～3月	需要に応じた米生産及び水田フル活用に向けた取組に係る情報の収集と提供	1) 県産米の動向や需給状況等に関する情報収集とそれに基づく、秋田米レポートの発行(年3回)
	幹事会、事務局会議等 制度関係冊子の作成・配布 協議会ホームページの運営・情報発信	(必要に応じて随時情報提供)

2) 認定農業者等育成支援事業

年 月	会 議 等 名	内 容
令和4年6月 ～ 令和5年3月	農業経営改善コンサルタント（専門家）の派遣	・担い手の経営改善や労務管理等に関する指導 ・研修会、セミナーでの講話
令和4年6月	認定農業者等支援研修会	・農業に関する情勢や支援策等の講話 ・経営改善に関する情報提供
令和4年 11月～ 12月	パソコン農業簿記講習会	・講話 税理士（農業経営改善コンサルタント） 青色申告の制度・手続きと複式簿記記帳のポイント ・パソコン農業簿記ソフトの操作研修 パソコン農業簿記ソフトによる入力、データ作成、勘定科目設定、仕訳入力、決算処理等
令和5年2月	農業経営改善支援セミナー	・経営改善に向けた取組事例等の講話 ・経営改善に関する情報提供

令和４年度収支予算書（案）
（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）

１．経営所得安定対策等推進事業会計

収入総額	5,548,000	円
支出総額	5,548,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
経営所得安定対策推進事業費補助金	5,548,000	5,400,000	148,000	国庫
雑 収 入	0	0	0	
計	5,548,000	5,400,000	148,000	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
謝 金	180,000	230,000	△ 50,000	注 1
旅 費	700,000	400,000	300,000	注 2
賃金及び共済費等	3,160,000	3,000,000	160,000	注 3
事務等経費	1,508,000	1,770,000	△ 262,000	注 4
計	5,548,000	5,400,000	148,000	

注 1：研修会講師等謝金。

注 2：講師旅費及び事務局員県内外旅費等。

注 3：賃金。

注 4：印刷製本費、会議等。

令和４年度収支予算書（案）
（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）

２．収入減少影響緩和対策積立金管理業務会計

収入総額	4,738,000	円
支出総額	4,738,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	4,738,000	5,368,000	△ 630,000	
雑収入	0	0	0	
計	4,738,000	5,368,000	△ 630,000	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
事 務 費	4,414,000	5,044,000	△ 630,000	注１
人 件 費	324,000	324,000	0	
計	4,738,000	5,368,000	△ 630,000	

注１：収入減少影響緩和対策積立金返戻金の加入経営体への直接交付に係る支払手数料等。
（振込手数料：@440×4,995件×2回＝4,395,600円、ほか事務費 18,400円）

【参考】積立金の状況

期首残高（R4.4.1現在）：2,195,875,433円

令和４年度収支予算書（案）
（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）

３．認定農業者等育成支援事業会計

収入総額	250,000	円
支出総額	250,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
認定農業者等育成支援事業委託費	250,000	250,000	0	
雑収入	0	0	0	
計	250,000	250,000	0	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
謝 金	30,000	0	30,000	注１
旅 費	20,000	0	20,000	注２
事務等経費	200,000	250,000	△ 50,000	注３
計	250,000	250,000	0	

注１：講師・事例報告者等謝金

注２：講師・事例報告者・事務局員等旅費

注３：郵送料、会場使用料、人件費等

令和４年度収支予算書（案）
（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）

４．新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計

収入総額	3,955,846,000	円
支出総額	3,955,846,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金	3,955,846,000	4,162,524,000	△ 206,678,000	
雑収入	0	0	0	
計	3,955,846,000	4,162,524,000	△ 206,678,000	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
地域協議会助成費	3,955,804,000	4,162,447,000	△ 206,643,000	注１
県協議会事業費	42,000	77,000	△ 35,000	注２
計	3,955,846,000	4,162,524,000	△ 206,678,000	

注１：農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金と推進事務費の合計。

注２：支払手数料。

議案第 3 号 秋田県農業再生協議会諸規程の改正（案）について

1 改正理由

秋田県農業協同組合中央会の人事異動に伴い、協議会諸規程の改正を行う。

2 改正する諸規程

（1）諸規程

① 事務処理規程

第 3 条（事務処理体制）

② 会計処理規程

第 8 条（経理責任者）

③ 文書取扱規程

第 4 条（文書管理責任者）

3 改正条文新旧対照表

別紙のとおり

秋田県農業再生協議会 事務処理規程 新旧対照表

新	旧
(事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、県協議会規約第21条第2項各号の事務局が次に掲げる事務を分担して行うものとし、各事務の区分ごとに責任者を置く。 【事務の区分】 【責任者】 (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農林水産部（以下「県」という。） 水田総合利用課長 (2) 農地の利用集積に係る事務 県農林政策課長 (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 県農山村振興課長 (4) 担い手の育成・確保に係る事務 県農林政策課長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長 (5) 産地パワーアップ事業に係る事務 県園芸振興課長 (6) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 県水田総合利用課長 (7) 過年度の実施対策・事業に係る事務 県水田総合利用課長 (8) 県協議会総務事務 秋田県農業協同組合中央会営農政務次長 2 略	(事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、県協議会規約第21条第2項各号の事務局が次に掲げる事務を分担して行うものとし、各事務の区分ごとに責任者を置く。 【事務の区分】 【責任者】 (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農林水産部（以下「県」という。） 水田総合利用課長 (2) 農地の利用集積に係る事務 県農林政策課長 (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 県農山村振興課長 (4) 担い手の育成・確保に係る事務 県農林政策課長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長 (5) 産地パワーアップ事業に係る事務 県園芸振興課長 (6) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 県水田総合利用課長 (7) 過年度の実施対策・事業に係る事務 県水田総合利用課長 (8) 県協議会総務事務 秋田県農業協同組合中央会営農政務部長 2 略

秋田県農業再生協議会 会計処理規程 新旧対照表

新	旧
(経理責任者) 第8条 事務処理規程に定める事務に応じて経理責任者を置く。 2 各事務の区分ごとの経理責任者は、次のとおりとする。 (事務の区分) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農業協同組合中央会堂農農政部長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長 (2) 過年度の実施対策・事業に係る事務 秋田県農林水産部水田総合利用課長 (3) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務、認定農業者等育成支援事業に係る事務 (4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 秋田県農林水産部水田総合利用課長 3 略	(経理責任者) 第8条 事務処理規程に定める事務に応じて経理責任者を置く。 2 各事務の区分ごとの経理責任者は、次のとおりとする。 (事務の区分) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農業協同組合中央会堂農農政部長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長 (2) 過年度の実施対策・事業に係る事務 秋田県農林水産部水田総合利用課長 (3) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務、認定農業者等育成支援事業に係る事務 (4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 秋田県農林水産部水田総合利用課長 3 略

秋田県農業再生協議会 文書処理規程 新旧対照表

新	旧
(文書管理責任者) 第4条 事務処理規程に定める事務の区分ごとに次に掲げる文書管理責任者を置く。 (事務の区分) (責任者) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農林水産部 (以下「県」という。) 水田総合利用課長 (2) 農地の利用集積に係る事務 県農林政策課長 (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 県農山村振興課長 (4) 担い手の育成・確保に係る事務 県農林政策課長 (5) 産地パワーアップ事業に係る事務 一般社団法人秋田県農業会議事務局長 (6) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 県園芸振興課長 県水田総合利用課長 (7) 過年度の実施対策・事業に係る事務 県水田総合利用課長 (8) 県協議会総務事務 秋田県農業協同組合中央会営農農政部長	(文書管理責任者) 第4条 事務処理規程に定める事務の区分ごとに次に掲げる文書管理責任者を置く。 (事務の区分) (責任者) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農林水産部 (以下「県」という。) 水田総合利用課長 (2) 農地の利用集積に係る事務 県農林政策課長 (3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 県農山村振興課長 (4) 担い手の育成・確保に係る事務 県農林政策課長 (5) 産地パワーアップ事業に係る事務 一般社団法人秋田県農業会議事務局長 (6) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 県園芸振興課長 県水田総合利用課長 (7) 過年度の実施対策・事業に係る事務 県水田総合利用課長 (8) 県協議会総務事務 秋田県農業協同組合中央会営農農政部長

秋田県農業再生協議会 事務処理規程

平成16年	3月24日	制定
平成17年	4月13日	改正
平成19年	4月13日	改正
平成20年	4月14日	改正
平成20年12月	10日	改正
平成21年	4月10日	改正
平成21年	7月17日	改正
平成22年	4月21日	改正
平成23年	4月27日	改正
平成24年	4月20日	改正
平成25年	3月6日	改正
平成25年	4月15日	改正
平成26年	2月20日	改正
平成27年	2月6日	改正
平成27年	4月21日	改正
平成28年	4月25日	改正
平成29年	4月26日	改正
平成30年	4月25日	改正
平成30年10月	3日	改正
令和3年	4月28日	改正
令和4年	4月28日	改正

(目 的)

第1条 この規程は、秋田県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱について必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会における事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打ち合わせ等を行ったときは、文書に準じて処理する。

3 県協議会の事務処理にあたっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、県協議会規約第21条第2項各号の事務局が次に掲げる事務を分担して行うものとし、各事務の区分ごとに責任者を置く。

【事務の区分】

【責任者】

(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務

秋田県農林水産部（以下「県」という。）水田総合利用課長

(2) 農地の利用集積に係る事務

県農林政策課長

(3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務

県農山村振興課長

(4) 担い手の育成・確保に係る事務

県農林政策課長

一般社団法人秋田県農業会議事務局長

(5) 産地パワーアップ事業に係る事務

県園芸振興課長

(6) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務

県水田総合利用課長

(7) 過年度の実施対策・事業に係る事務

県水田総合利用課長

(8) 県協議会総務事務

秋田県農業協同組合中央会営農農政部次長

2 責任者は、当該事務の区分に係る文書取扱規程第4条に掲げる文書管理責任者及び当該事務の区分に係る会計処理規程第8条第2項の経理責任者を兼務することができる。

(雑 則)

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、秋田県農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

付 則

1 この規程は、平成16年3月24日から施行する。

2 平成19年度に執行する平成18年産対策(麦・大豆品質向上対策、稲作所得基盤確保対策、及び担い手経営安定対策)については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

付 則

1 この改正は、平成27年2月3日から施行する。

2 平成27年1月9日から平成27年2月2日までに行った稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務の責任者については、第3条(7)の規定に基づくものとみなす。

付 則

この規程の改正は、平成28年4月25日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成29年4月26日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成30年4月25日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成３０年１０月３日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和３年４月２８日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和４年４月２８日から施行する。

秋田県農業再生協議会 会計処理規程

平成16年	3月24日制定
平成17年	4月13日改正
平成19年	4月13日改正
平成20年	4月14日改正
平成20年1	2月10日改正
平成21年	4月10日改正
平成21年	7月17日改正
平成22年	4月21日改正
平成23年	4月27日改正
平成24年	4月20日改正
平成25年	3月 6日改正
平成25年	4月15日改正
平成26年	2月20日改正
平成27年	2月 6日改正
平成27年	4月21日改正
平成28年	4月25日改正
平成29年	4月26日改正
平成30年	4月25日改正
平成31年	4月26日改正
令和 3年	4月28日改正
令和 4年	4月28日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、秋田県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、県協議会の業務の適正かつ能率的な運営と予算の適正な執行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 県協議会の会計業務に関しては、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱（令和3年1月29日付け2政統第1914号農林水産事務次官依命通知）及び秋田県農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会計原則)

第3条 県協議会の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

- (1) 県協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続は、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第4条 県協議会の会計区分は以下に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度毎に区分経理する。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業会計
- (2) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務会計
- (3) 認定農業者等育成支援事業会計
- (4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計

2 県協議会の業務執行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条に関する口座は秋田なまはげ農業協同組合及び秋田銀行に開設する。

(会計年度)

第6条 県協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第8条 事務処理規程に定める事務に応じて経理責任者を置く。

2 各事務の区分ごとの経理責任者は、次のとおりとする。

(事務の区分)

(経理責任者)

(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務

秋田県農業協同組合中央会営農農政部次長

一般社団法人秋田県農業会議事務局長

(2) 過年度の実施対策・事業に係る事務

秋田県農林水産部水田総合利用課長

(3) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務、認定農業者等育成支援事業に係る事務

一般社団法人秋田県農業会議事務局長

(4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

秋田県農林水産部水田総合利用課長

3 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る文書取扱規程第4条による文書管理責任者を兼務することができる。

(帳簿書類の保存、処分)

第9条 会計に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は、次のとおりとし、各事務の区分ごとに担当した機関・団体において保存するものとする。

(1) 予算及び決算書類 5年

(2) 会計帳簿及び会計伝票 5年

(3) 証ひょう書類 5年

(4) その他の書類 3年

2 前項の保存期間は、決算完結の日から起算する。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 各会計区分は、収入及び支出の状況ならびに財務状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列ならびに内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は予算に基づいて処理しなければならない。
- (2) 収入と支出は相殺してはならない。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うものとする。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

- ①仕訳帳
- ②総勘定元帳

(2) 補助簿

- 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。
- 3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。
- 4 総勘定元帳及び補助簿の様式は、会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 いっさいの取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、次のとおりとする。

- ①入金伝票
- ②出金伝票
- ③振替伝票

- 3 会計伝票は証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は作成者が捺印し、経理責任者の承認印を受けるものとする。
- 5 証ひょうとは、会計伝票の正当性を立証する書類をいう。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票、又は証ひょう書類に基づいて記帳しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な係数でもって表示することにより、収支の合

理的規制を行い、事業の円滑で適正な運営を図ることを目的とする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を経てこれを定める。

2 前項の事業計画及び収支予算について、総会の議決を得た後、東北農政局長に報告しなければならない。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は定められた目的以外に使用し、または流用してはならない。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において、金銭とは、現金及び預金をいう。

(金銭の収納)

第21条 金銭を収納したときは、領収証を発行するものとする。

2 金融機関への振込入金の場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しない。

(支払方法)

第22条 出納事務担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書、その他、取り引きを証する書類に基づき、経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込みにより行うものとする。ただし、小口払、その他、これによりがたいとして経理責任者が認めた場合は、この限りでない。

(支払期日)

第23条 金銭の支払は、随時行うものとする。

(領収証の徴収)

第24条 金銭の支払いについては、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込みの方法により支払いを行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預金等の保管)

第25条 預貯金証書等については、経理責任者が責任を持って、厳重に保管し、管理しなければならない。

(金銭の過不足)

第26条 出納の事務を行う者は、原則として毎月1回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく経

理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 物 品

(物品の定義)

第27条 物品とは、消耗品ならびに耐用年数1年以上の器具、備品をいう。

(物品の購入)

第28条 物品の購入については、事務局長の決裁を受けなければならない。

(器具、備品の照合)

第29条 出納事務担当者は、器具、備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及びき損、滅失があった場合は、経理責任者に通知しなければならない。

2 経理責任者は、毎事業年度1回以上現物照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て、台帳の整備を行わなければならない。

第6章 その他の経費

(経費の支出)

第30条 県協議会の運営に必要なその他の経費の支出については、第28条の規定を準用する。

2 外部講師等へは、謝金を支払うことができる。

3 総会の出席者へは、日額5,000円の謝金を支払うことができる。

4 旅費は、構成する機関・団体の規定を準用する。

第7章 決 算

(決算の目的)

第31条 決算は、第6条の会計年度内の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、会計年度ごとに財務状況を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第32条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第33条 経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の計算書類を作成して翌月の15日までに各事務の区分ごとの責任者に報告するものとする。

(1) 合計残高試算表

(2) 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第34条 各事務の区分ごとの経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに当該事業年度末における決算に必要な整理を行い、次に掲げる計算書類を作成し、会長に報告するものとする。

(1) 収支計算書

(2) 正味財産増減計算書

(3) 貸借対照表

(4) 財産目録

(決算の確定)

第35条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて決算を確定する。

(報告)

第36条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を東北農政局長に報告しなければならない。

第8章 雑 則

第37条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

付 則

1 この規程は、平成16年3月24日から施行する。

2 平成19年度に執行する平成18年産対策（麦・大豆品質向上対策、稲作所得基盤確保対策、及び担い手経営安定対策）については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

付 則

1 この改正は、平成27年2月3日から施行する。

2 平成27年1月9日から平成27年2月2日までに行った稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務については、第2条及び第4条（6）、その経理責任者については第8条（6）の規定に基づくものとみなす。

付 則

この規程の改正は、平成28年4月25日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成29年4月26日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成30年4月25日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成31年4月26日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和 3年4月28日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和 4年4月28日から施行する。

秋田県農業再生協議会 文書取扱規程

平成16年	3月24日	制定
平成17年	4月13日	改正
平成19年	4月13日	改正
平成20年	4月14日	改正
平成20年12月	10日	改正
平成21年	4月10日	改正
平成21年	7月17日	改正
平成22年	4月21日	改正
平成23年	4月27日	改正
平成24年	4月20日	改正
平成25年	3月6日	改正
平成25年	4月15日	改正
平成26年	2月20日	改正
平成27年	2月6日	改正
平成27年	4月21日	改正
平成28年	4月25日	改正
平成29年	4月26日	改正
平成30年	4月25日	改正
平成30年10月	3日	改正
令和3年	4月28日	改正
令和4年	4月28日	改正

(目 的)

第1条 この規程は、秋田県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における文書の取扱について必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

(文書の処理及び取扱の原則)

第2条 文書は、事件の当初から完結までのものを一括して綴るものとする。一括することができないものがあるときは、その旨を明らかにしておかなければならない。

第3条 文書は、確実、迅速に処理し、かつ丁寧に扱うとともに、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書管理責任者)

第4条 事務処理規程に定める事務の区分ごとに次に掲げる文書管理責任者を置く。

(事務の区分)

(責 任 者)

(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務

秋田県農林水産部（以下「県」という。）水田総合利用課長

(2) 農地の利用集積に係る事務

県農林政策課長

(3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務

県農山村振興課長

(4) 担い手の育成・確保に係る事務

県農林政策課長

一般社団法人秋田県農業会議事務局長

(5) 産地パワーアップ事業に係る事務

県園芸振興課長

(6) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務

県水田総合利用課長

(7) 過年度の実施対策・事業に係る事務

県水田総合利用課長

(8) 県協議会総務事務

秋田県農業協同組合中央会営農農政部次長

(帳 簿)

第5条 帳簿は、各事務局ごとに次に掲げるものを備えるものとする。

(1) 文書登録簿

(2) 簡易文書整理簿

(3) 文書保存簿

(文書の受領及び配付)

第6条 封書は、会長あて、及び事務局あてのものは開封し、受付印（別に定める。）を押印のうえ、事務担当者あて配付する。

2 前項以外の、特定の名義人あての封書は、そのまま、当該名義人あて配付し、当該名義人は、必要と認める場合は、受付印を押印するものとする。

(文書の登録)

第7条 受領した文書により起案した文書及び発議により起案した文書は、文書登録簿に登録する。

2 前項の登録は、当該文書の題名、発信者名、文書番号、受付年月日、登録年月日その他必要な事項を記載するものとする。

3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発行名義人が事務局長に係る文書は、前2項の規定にかかわらず、簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。

(決裁等の順序)

第8条 起案文書の決裁等の順序は、原則として会長、副会長、各事務の区分ごとの責任者の逆の順序とする。

2 起案文書は、起案者が属する事務局の文書管理責任者及び経理責任者の決裁を受けなければならない。

(後伺い)

第9条 決裁権者が不在で緊急を要する場合には、最終決裁権者を除き、当該決裁権者を後伺いとして処理できる。

(文書の専決)

第10条 起案文書は、別に定めるところにより専決にすることができる。

(文書の代決)

第11条 副会長は、特に必要と認められる場合は、会長の代決をすることができる。

(供覧文書)

第12条 供覧文書については、起案文書によらず、受付文書の余白にゴム印等による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

(文書番号)

第13条 文書番号は、次のとおりとする。

(1) 発行人が県協議会会長にあつては

秋農再(県)ー

秋農再(中)ー

秋農再(農)ー

(2) 発行名義人が事務局長にあつては

秋農再事(県)ー

秋農再事(中)ー

秋農再事(農)ー

2 文書番号は、事務の区分ごとに小区分を設ける。

3 文書番号は、規約に定める事業年度ごとに起番するものとする。

(文書の施行)

第14条 文書の施行に当たっては、文書登録簿又は簡易文書整理簿に所要事項を記入し、必要な場合は、公印を押印するものとする。

(発 送)

第15条 文書管理責任者は、文書の発送に当たって通常郵便物のほか、速達、書留、その他特殊扱いにすることを指定することができる。

(文書の完結)

第16条 文書の決裁、供覧又は発送が終わったことにより、当該文書に係る事件が終了したときは、文書登録簿又は簡易文書整理簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第17条 文書の保存期間は、他の規定によるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(種類区分)	(保存期間)
第1類	8年
第2類	5年
第3類	3年
第4類	1年

2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

3 類別区分の標準は、別に定めるところによるものとする。

(保存文書の廃棄)

第18条 文書で保存期間を経過したものは、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後もなお、保存の必要のあるものは、この旨を明らかにして保存しておくものとする。

(雑 則)

第19条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、県協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成16年3月24日から施行する。
- 2 平成19年度に執行する平成18年産対策（麦・大豆品質向上対策、稲作所得基盤確保対策、及び担い手経営安定対策）については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

付 則

- 1 この改正は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成27年1月9日から平成27年2月2日までに行った稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る文書事務については、本規程に基づいたものとみなす。

付 則

この規程の改正は、平成28年4月25日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成29年4月26日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成30年4月25日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成30年10月3日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和3年4月28日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和4年4月28日から施行する。

秋田県農業再生協議会の組織体制

総 会

県、市長会、町村会、農業会議、中央会、全農県本部、
主食集荷、農業共済組合、土地連、県農業公社、産米改良協会、
認定農業者協議会、法人協会、米穀小売組合、県立大学

監事：市長会、町村会

会長：知事

副会長：中央会会長、県農林水産部長

幹 事 会

幹事長：県農林水産部 次長
幹 事：県、市長会、町村会、農業会議、中央会、全農県本部、主食集荷組合、
農業共済組合、土地連、農業公社

<事 務 局>

事務局 長：中央会営農農政部次長
事務局次長：県水田総合利用課長、県農業会議事務局長

総務・経理担当
(中央会)

- ・総務、経理
- ・推進事業事務

経営所得安定対策等
事業担当
(県水田総合利用課、
中央会、全農県本部、
主食集荷組合)

- ・生産振興
- ・生産の目安の提示
- ・方針作成者への指導
- ・事業の円滑な実施

担い手対策担当
(県農林政策課・県
農業会議・県農業公
社)

- ・担い手の育成
- ・組織化、法人化
- ・農地の集積

耕作放棄地対策担当
(県農山村振興課)

- ・耕作放棄地の解消
- ・荒廃地の再生

産地パワーアップ
事業担当
(県園芸振興課)

- ・計画の作成
- ・取組主体への
指導監督
- ・目標達成状況の
評価等

新市場開拓に向けた
水田リノベーション
事業
(水田総合利用課)

- ・プランの作成、
とりまとめ
- ・実施状況の確認、
報告

<地域班：県地域振興局農林部>

(地域班長：農業振興普及課長)
・地域農業再生協議会との連絡調整